

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第34号）

- 件 名 土木部管理課長決裁文書に係る部分開示決定処分に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成19年2月28日
- 実施機関の決定日 平成19年4月13日
- 実施機関（担当課） 管理課
- 決定内容 部分開示決定
- 非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）、第3号（法人等情報）及び第5号（審議検討等情報）
- 異議申立て年月日 平成19年4月19日
- 異議申立ての内容 本件処分を取り消し、請求に係る公文書の開示を求める。
- 諮問年月日 平成19年5月18日
- 答申年月日 平成22年2月22日
- 争点 対象公文書の特定の妥当性
- 審査会の判断

### <結論>

実施機関が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

### <理由>

#### 1 本件異議申立てについて

異議申立人は、「県土木部管理課長の実務内容（会議議事録、視察（県外出張に係る復命書など）、印押し決裁）などが分かる一切の書類」について本件開示請求を行った。これに対し、実施機関は、本件対象公文書のうち、平成18年度2月（すなわち平成19年2月）に管理課長が決裁した公文書を対象にして本件処分を行った。

異議申立人は、異議申立書において、第1回富山県入札契約適正化検討委員会の開催案内に係る公文書の開示を受けたが、本件処分によって開示されなかった同委員会の議事録及び会議資料の不存在は考えられないとして、同委員会に係る管理課長が決裁した資料全ての開示を求めている。

よって、異議申立人が本件処分の対象となる公文書であると主張している議事録及び会議資料について、その該当性の有無について検討する。

#### 2 本件処分の対象となる公文書について

条例第2条第2項において、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされている。

まず、議事録について、審査会において作成時期を確認したところ、それが平成19

年4月以降に作成されたものであると認められた。そもそも、公文書の開示は実施機関が保有する限度においてこれを開示すれば足りるのであるから、議事録は平成19年2月に管理課長が決裁した公文書には該当しない。

また、富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第3号）第2条第1号において、決裁とは「知事の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。」とされ、事務の重要性等に応じて、担当部長又は担当課長が決裁できるとされている。

審査会が会議資料の決裁の状況について確認したところ、平成19年2月に土木部長が決裁（主催者あいさつ文は平成19年1月に土木部長が決裁）したことが認められた。よって、会議資料が本件処分の対象となる公文書であるとする異議申立人の主張には理由がない。